



島根県報

平成23年12月28日（水）

号外 第 215 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審査指導課） 2

【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正

（教育庁総務課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第98号）

1 規則の概要

(1) 支出の事務の一部を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正

ア 災害その他やむを得ない事由があるときを除き、知事が部局の長に委任していた当該部局の所掌事務に係る権限の一部を委任しないこととした。（第4条関係）

イ 総務事務センターに出納員及び会計員を置き、会計管理者から委任する事務を定めることとした。（第11条―第13条関係）

ウ 旅費事務システムを使用して行う支出の事務手続についての特例を定めることとした。（第159条・第160条関係）

(2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成24年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第98号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第66条の3」を「第66条の4」に、「第86条」を「第86条の2」に、「第105条の21」を「第105条の22」に、「第13章 帳簿（第157条・第158条）」を「第13章 帳簿（第157条・第158条）」に改める。
第14章 雑則（第159条・第160条）」

第4条に次の2項を加える。

2 知事は、部局の所掌事務に係る次の各号に掲げる権限（第39条の4の規定による支出の更正に係るものを除く。）を、前項第2号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる部局の長に委任しない。

(1) 支出の命令をすること。 東部県民センター、東部県民センター雲南事務所、東部県民センター出雲事務所、雲南保健所、心と体の相談センター、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所、松江水産事務所、松江県土整備事務所、雲南県土整備事務所、出雲県土整備事務所及び高規格道路事務所

(2) 支出の命令をすること（県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員をいう。以下この項において同じ。）（臨時又は非常勤の職員に限る。）の給与及び報酬並びに県費負担教職員の旅費及び費用弁償に係るものを除く。）。 松江教育事務所及び出雲教育事務所

(3) 旅費に係る支出の命令をすること（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第17条第3項に規定する主任学校司書及び学校司書並びに職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する学校司書専門員を除く。）及び労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）第1条第2項第9号の規定による校務技術員の旅費に係るものに限る。）。 県立の高等学校及び特別支援学校

- (4) 旅費に係る支出の命令をすること（臨時的任用職員の旅費に係るものを除く。） 警察署
- (5) 旅費に係る支出の命令をすること（浜田教育事務所、益田教育事務所及び隠岐教育事務所にあつては、県費負担教職員の旅費に係るものを除く。） 前各号に規定する部局以外の部局

3 知事は、災害その他やむを得ない事由があるときは、前項各号に掲げる部局の所掌事務に係る権限を、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる部局の長に委任することができる。

第11条第1項中「審査指導課」という。）の次に「、総務部総務事務センター（以下「総務事務センター」という。）」を加え、同条第2項中「審査指導課」の次に「、総務事務センター」を加える。

第12条第1項中「職員を」の次に「、総務事務センターに置かれる出納員は、旅費管理グループリーダーの職にある職員を」を加え、同条第2項中「ものを」の次に「、総務事務センターに置かれる会計員は、総務事務センターに勤務する職員で出納員の職にあるもの以外のもの（旅費管理グループに属する職員に限る。）を」を加える。

第13条第3項中「会計課の出納員に」の次に「、知事が支出の命令を行う旅費に係る支出負担行為の確認に関する事務を総務事務センターの出納員に」を加える。

第24条第1項中「により」を「を作成し、」に、「戻入の通知を」を「通知」に改める。

第39条の4中「により」を「を作成し、」に、「更正の通知を」を「通知」に改める。

第105条の7中「第4条第4号」を「第4条第1項第4号」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

（旅費事務システムによる特例）

第159条 第4章に定める事務手続のうち、会計管理者が別に定めるものについては、同章の規定にかかわらず、旅費事務システム（職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）第3条第2項の旅費事務システムをいう。次条において同じ。）を使用して行うことができる。

第160条 この規則の規定により作成し、又は保存することとされている証拠書類のうち、旅費事務システムを使用して行った事務手続に係るものについては、第147条第1項の規定にかかわらず、当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもって、当該証拠書類の作成又は保存に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該証拠書類とみなす。

「

出 納 機 関	決 裁 ()					担 当 者
------------------	-------------------	--	--	--	--	-------------

様式第10号及び様式第25号中

を削る。

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県会計規則第4条第2項及び第3項並びに第13条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 訓 令

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第2条に次の2号を加える。

- (4) 「事務職員等」とは、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第17条第3項に規定する主任学校司書及び学校司書並びに職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する学校司書専門員を除く。）及び労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）第1条第2項第9号の規定による校務技術員をいう。
- (5) 「旅費事務システム」とは、職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）第3条第2項に規定する旅費事務システムをいう。

第23条の見出しを「（現住所及び連絡先の届出）」に改め、同条中「教職員」の次に「（事務職員等を除く。）」を加え、「住所」を「現住所若しくは連絡先」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 勤務校の異動を命ぜられた事務職員等又は採用された事務職員等若しくは同一勤務校において現住所若しくは連絡先を変更した事務職員等は、速やかに現住所及び連絡先を所属長に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する現住所の届出は、旅費事務システムに登録することにより行うものとする。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。